

令和3年度第3回

札幌市男女共同参画審議会

議 事 録

札幌市男女共同参画審議会

令和3年度第3回札幌市男女共同参画審議会

- 1 日 時 2022年1月26日（水）午前10時00分から午前11時30分
- 2 場 所 オンライン
(札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室)
- 3 出席者 会 長：梶井祥子
副会長：藤村侯仁
委 員：齋藤寛子、多田絵理子、中村しず香、平井照枝
光崎 聡
(50音順・敬称略)
事務局：男女共同参画室長、男女共同参画課長ほか
- 4 議 題
次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定について
(1) 施策等に対する評価と課題について
(2) 施策体系案・重点事項について

1. 開 会

○梶井会長 それでは、ただいまから令和3年度第3回札幌市男女共同参画審議会を開催させていただきます。

本日は、オンラインになりましたけれども、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

早速、事務局から本日の出席状況と配付資料の確認をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（川瀬調査担当係長） それでは、本日の会議の出席状況をご報告いたします。

札幌市男女共同参画審議会規則により、会議は委員の過半数の出席が必要とされております。

本日は、委員10名中7名がご出席されておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、多田委員におかれましては、業務の都合で11時半頃までのご出席となります。

なお、梶井会長以外の委員の皆さんにおかれましては、全員、オンラインでの参加となっております。

次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

1枚目、会議次第の後に、資料1、第4次男女共同参画さっぽろプランに基づく施策等に対する評価と課題、こちらはカラーで4枚になっております。続きまして、資料2、次期プラン施策体系案ということで、A3判の縦の資料でございます。続きまして、資料3、国・北海道・札幌市の現行計画体系比較表で、こちらもA3判の縦の表となっております。資料4、ご意見・ご質問取りまとめのA4判の横の資料でございます。最後に資料5、次期「男女共同参画さっぽろプラン」の策定に向けた進捗状況についてとなっております。

資料は、そろっていらっしゃいますでしょうか。

出席状況の報告、配付資料の確認は、以上でございます。

○梶井会長 皆さん、資料がお手元にそろっていらっしゃるということですので、議題に従って議事を進めていきたいと思っております。

まず、議事に入る前に、事務局から資料5についてご説明がございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（田中男女共同参画課長） 皆さん、おはようございます。

男女共同参画課長の田中でございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、資料5についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5につきまして、本日の審議会の位置づけとご審議いただく事項について確認をさせていただきたいと思います。

本日の審議会ですが、昨年11月の諮問後の初めての審議会となりまして、まさに本日から本格的に議論がスタートすることになります。

本日は、議論のスタートといたしまして、現状と課題について意見交換をさせていただ

きまして、たたき台として既にお示ししております計画体系案についてご意見をいただきたく存じます。

資料5でいいますと、本日、赤い枠で囲った部分、第3回総会になっております。

本日いただきましたご意見を踏まえ、今後、必要な修正をいたしまして、この後、この資料でいいますと令和3年度の4、第4回総会（3月下旬）と書いておりますが、こちらと、新年度になりまして、令和4年度の1、第1回総会（5月下旬）となっておりますが、この2回の総会でさらに議論していただきまして、計画の骨組みを固めてまいりたいと考えております。

資料5の裏面をご覧いただきたいと思います。

審議事項が全体としてどうなっているのかを簡単に示した図をご用意させていただきました。

今回のプランの策定に向けましては、まず、2の（1）審議に当たっての整理・認識の共有、（2）計画体系・重点事項の検討、（3）プラン推進に当たっての整理、（4）答申案の作成の順に、今後、ご審議いただきたいと考えています。

本日は、審議をスタートするに当たっての現状と課題について共有させていただきまして、それを踏まえて、この資料でいうところの2の（2）計画体系・重点事項の検討に入ってまいりたいと考えております。

今回の審議事項につきましては、この資料の2の（1）（2）のオレンジ色で塗り潰した部分となりますが、（1）の議論が今後の全てのベースとなりますので、本日、そして、この後、3月、5月と合計3回の総会においてご審議していただきたいと考えております。

現状と課題を踏まえながら計画体系案をご検討いただきまして、また、計画体系案から実際のところはどうか、現状と課題を振り返っていただきながら検討していただくというようなことを想定しております。

その後、計画の骨組みである計画体系が固まりましたら、資料5の2の（2）の図の基本施策になりますけれども、必要な施策や事業を当てはめていって、次期プランの全体像をつくり上げていただくこととなります。その後、（3）になりますけれども、プランをしっかり推進していくための方法や体制について議論していただき、最終的には、（4）になりますけれども、導き出された内容を文章に落とし込んで、答申案という形で完成していくこととなります。

本日ににつきましては、（1）（2）のオレンジ色の部分ということでご理解いただきたいと思います。

資料5の説明については、以上でございます。

○梶井会長 本日の審議会がどのような位置づけにあるかというのを図ではっきり示していただきまして、分かりやすかったかと思います。

第5次になりますけれども、次期男女共同参画さっぽろプランの答申に向けまして、大事な1回だというご説明をいただきました。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

2. 議 事

○梶井会長 それでは、早速、この審議会の位置づけを踏まえた上で、議題に入らせていただきたいと思います。

議題(1)施策等に対する評価と課題について、それから、(2)施策体系案・重点事項についてということで進めてまいります。

最初に、事務局からご説明いただいた後、それについて、一つ一つ皆様からご意見を伺いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からも皆様にお声がけいたしますけれども、画面に向かって手を振っていただくか、もしくは、リアクションボタンで手を挙げていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、事務局からのご説明をお願ひいたします。

○事務局(田中男女共同参画課長) それでは、事務局より資料1から資料4につきまして説明をさせていただきます。

まず、通して説明をさせていただきますので、先ほど会長からお話しいただきましたが、ご意見、ご質問に関しましては、説明の後、まとめてお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の順番が前後いたしますけれども、資料3をご覧いただきたいと思います。

資料3、国・北海道・札幌市の計画体系比較になります。

こちらの資料は、向かって左側が国の計画、真ん中が北海道の計画、そして、右側に札幌市の第4次プランの体系を並べて比較したものになっております。

字が非常に小さくて見づらい部分もあるかと思うのですが、札幌市の第4次プランをベースに、それぞれ基本目標ごとに色分けをしております。それに対応する国の計画、道の計画の該当部分を同じ色で色づけしています。

例えば、札幌市の上の基本目標Iは紫色になっているのですが、これは、国の同じく紫色、Iの第1分野、政策・方針決定過程や、第3分野、地域における男女共同参画の推進といったように色ごとにリンクしているのご理解いただければと思います。

ご覧のとおり、国の計画につきましては、令和7年度、2025年度までの計画であり、北海道の計画につきましては、令和9年度、2028年度までの計画となっております。それぞれの計画を踏まえながら、札幌市の計画につきましても、ここから逸脱することなく、かつ、札幌市の独自の課題を盛り込んでプランを策定していくこととなります。

資料3については、以上でございます。

続きまして、資料1をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、札幌市の男女共同参画プランに基づく施策等に対する評価と課題についてまとめた資料になっております。

まず、資料の見方ですけれども、一番上に、札幌市の全体の状況ということでお示しさせていただきます。

こちらは、次期男女共同参画さっぽろプランが、現在、札幌市で策定中の札幌市のまちづくりにおける最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画という位置づけになっておりますので、この第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえて、私どものこの第5次プランを策定していく必要があるということで、札幌市まちづくり戦略ビジョンの中で挙げられている課題や視点について、今回、参考ということで掲載をさせていただきました。

この課題の左の丸の部分は、札幌市の統計上の状況になっております。

あとは、「①1人当たりの市民所得の低さ」から「⑤地域における人間関係の希薄化」は、札幌市にとっての脅威や弱みについて書いてあります。

今後の視点は、右側の三つになっております。

これは、あくまで参考ということで掲載させていただきました。

続きまして、その下にあります第4次プランの体系に沿っての評価と課題でございます。

こちらは、前回、第2回審議会においてご報告いたしました令和2年度実施報告書、市民意識調査の結果の内容を評価と課題、今後の方向性として落とし込んだ資料となっております。

資料の左側、基本目標から始まって、基本的方向、基本施策・主な取組については、現行のプランに掲載されているものになりまして、その次の指標という欄については、今、申しあげましたように、市民意識調査や令和2年度の実施報告書の内容を踏まえまして、経年結果、当初立てた指標から現状はどれくらい変わっているのかを整理したものになっております。この指標でまとめられたものを踏まえた評価と課題が黄色の欄になっておりまして、その評価と課題を受けて、今後、こういうふうにしていくべきだということで、事務局でまとめたのが緑色の欄の今後の方向性となっております。

こちら、昨年末にお送りさせていただいておりますので、既にご覧いただいているかと思うのですが、幾つか抜粋してご説明させていただきたいと思います。

まず、基本目標I、あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりの基本的方向1、政策・方針決定過程等への女性の参画拡大についての欄をご覧くださいと思います。

こちら、評価と課題につきましては、市職員の女性管理職の割合が計画目標18%に対して16%ということで、18%に向けて順調に推移しているという状況でございます。

ただ、一方、審議会につきましては、女性登用の促進に関する啓発などを実施しているのですが、依然、32%にとどまっております、計画目標が40%になっております

が、そこには到達していない状況でございます。

加えまして、この資料には数値を記載していませんけれども、前回の審議会でもご報告いたしましたとおり、市民意識調査では、政策・方針決定の場に女性の参画が少ないことについて、男性優位の組織運営となっている、だから、女性の参画が進んでいないというふうに回答された方の割合が増加しているなど、改善には至っていない状況でございます。

それを踏まえて、今後の方向性についてですが、審議会等の女性登用率が未達成であることから、より一層の女性委員の登用促進に努めることや、札幌市女性職員の登用促進と職域拡大に向けて長期的な視野に立った人材育成を行うとともに、管理監督者の男女共同参画に関する意識の醸成に取り組むことが必要ということで整理させていただきました。

次に、基本的方向3、男女が共に子育てや介護ができる環境の整備になります。

昨年末に送付いたしました実施報告書に掲載しているのですが、北海道の調査を見ますと、男性が子育て等に参加する割合は高まってきているのですが、依然として、家族介護を女性が担う割合が大きかったり、資料の指標にも書いておりますけれども、固定的性別役割分担意識が根強いことが分かります。そのため、男性の育児介護への参加意識を持つような教育と休暇取得についての周囲の理解が重要であるということが考えられます。

そういったことを踏まえて、今後の方向性についてですが、男性の家庭参画とともに、育児休業・介護休業取得促進に向けた意識啓発を行うこと、また、多様化するライフスタイルに対応するため、保育や介護の環境整備を引き続き行っていくことが必要ということでまとめさせていただきました。

続きまして、次のページになりますが、基本目標Ⅱの男女の多様な働き方の推進の中の基本的方向1、雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備についてでございます。

こちら、課題と評価について、指標の上から2番目、活動指標8のところも併せてご覧いただきたいのですが、認可保育所の定員数の数値は増えてはいるのですが、一方で、保育人材の確保については、継続した取組が必要というふうに言われております。

また、真ん中の成果指標13をご覧いただきたいと思うのですが、職場における男女の平等感は少しずつ高まってはいるのですが、依然として、約19%と低く、目標値である50%を大きく下回る結果となっております。

そういったことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、雇用の分野における固定的性別役割分担意識の解消を目指して啓発を行っていくこと、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女が共に仕事と生活の両立を図るための取組を行っていくこと、また、女性が出産や子育て等により就業中断を余儀なくさせられることがないような環境の充実が必要であるとまとめさせていただきました。

続きまして、基本目標Ⅱの中の基本的方向3、女性の活躍に取り組む企業への支援でご

ざいます。

こちら、指標のところをご覧くださいますと、一番上の活動指標7、ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度の企業数は、計画目標を達成するなど、着実に取組が進んでいると認識しております。

今後の方向性としてしましては、女性の活躍推進や企業におけるワーク・ライフ・バランスのさらなる機運醸成を進めていくほか、周囲の企業にも取組が派生していくよう継続して実施していくことが必要ということでまとめさせていただきました。

続きまして、同じページの基本目標Ⅲ、男女の人権の尊重の中の基本的方向1、生涯を通じた男女の健康支援についてでございます。

こちらの資料には掲載していませんのでは、昨年実施いたしました市民意識調査では、平成28年度の前回調査同様、女性の生涯にわたる健康づくり支援策として必要なこととして、女性専門外来の設置、女性の健康に関する情報提供ということが上位を占めています。

一方で、人工妊娠中絶率は全国の2倍の割合となっております、このことは令和2年度の実施報告書の40ページに掲載させていただいているのですが、こうしたことから、若年層への健康と権利の意識の普及はまだ重要と考えております。

こういったことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、女性のライフステージに応じた正しい情報提供の支援を行っていくこと、また、妊娠、出産、避妊を選択する女性の権利を男女双方が理解するような意識啓発に取り組むことが必要というふうにまとめさせていただきました。

続きまして、基本目標Ⅲの基本的方向2の多様な性のあり方への理解の促進と支援でございます。

こちらは、下から3番目の活動指標16も併せてご覧いただきたいのですが、性的マイノリティに関する啓発事業への参加者数につきましては、目標値の8割を超えるなど順調に推移しているところでございます。

しかしながら、成果指標18にございますとおり、性的マイノリティに関する相談窓口などについての認知度がまだまだ低い状況で、引き続き、周知啓発が必要な状況でございます。

そういったことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、相談窓口や制度の認知度が低いことから周知啓発を引き続き行っていくこと、また、意識調査の結果を踏まえまして、40代以上を対象とした啓発の充実が必要と考えているところでございます。

続きまして、次のページに移りまして、基本目標Ⅳ、女性に対するあらゆる暴力の根絶の中の基本的方向1、暴力を許さない社会づくりの推進についてでございます。

指標の一番下になります指標23も併せてご覧いただきたいのですが、身体的暴力以外の行為を暴力として認識する割合については目標を上回ったものの、暴力に当たらないと回答する一定の層が存在すること、また、年代や男女で認識に差がある項目もございました。

ので、性差や年代を問わない啓発が必要な状況でございます。

10代や20代の若年層については、市民意識調査では、それぞれの行為について、暴力として認識するかという設問において、暴力だと認識する割合が高かったのも、これは学校等に対して行っているデートDV防止講座の効果がうかがえる結果であると考えているところではあります。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、若年期からの啓発が重要であることから取組を継続していくことが必要であるということと、その一方で、啓発によりDVであると気づくこともあるので、幅広い年齢層への啓発も重要ということでまとめさせていただきました。

続きまして、基本目標Ⅳの基本的方向2、DVに関する総合的な支援体制の強化についてでございます。

上から3番目の成果指標21も併せてご覧いただきたいのですが、札幌市配偶者暴力相談センターの認知度が、前回、平成28年度調査時との比較では、少しは増えているのですが、依然、目標値を下回るなど、目標達成には至っていない状況でございます。

また、成果指標22をご覧いただきたいのですが、DVがあった際に相談しなかった割合が増加したことに加えまして、そもそも相談先が分からないなど、本来、相談すべきなのにつながっていない層がいるといったことから、相談窓口の利用に向けた周知啓発が必要な状況でございます。

そういったことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、相談窓口の認知度の向上のみならず、こういった支援を受けられるのかといった内容も併せて知ってもらうような周知が必要ということでまとめさせていただきました。

次に、基本的方向4、性暴力に関する啓発と被害者の支援についてでございます。

こちらの資料には掲載していないのですが、市民意識調査で、10代、20代の層において、女性のための性暴力の相談窓口であるSACRACH（さくらこ）の認知度が前回調査から10ポイント以上上昇しております。これは、教育現場でSACRACH（さくらこ）の電話番号を案内するカードを配付しておりますので、学校での啓発効果が出てきたと考えられます。

その一方で、調査全体としての認知度は微増にとどまっている状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、引き続き、窓口の周知啓発を図っていくほか、関係機関と協力した支援体制を検討して相談事業を展開していく必要があると考えております。

続きまして、最後のページになります。

基本目標Ⅴ、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実の中の基本的方向1、人権尊重を基盤とした男女平等教育の推進でございます。

年末にお送りした令和2年度の実施報告書の45ページにグラフを掲載しておりますので、後ほどお時間がございましたらご覧いただきたいのですが、大学の進学率に関して

は、依然として男女差がある状況でございます。

また、これもこの資料には掲載していないのですけれども、市民意識調査の結果では、教育現場において男女の平等感が高いという結果が出ているのですけれども、まだ僅か半数程度にとどまっているという状況がございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性でございますが、今後も教職員の男女共同参画意識を高めるとともに、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育のより一層の推進と、性別にかかわらず家事参画意識を持つような教育が必要ということでまとめさせていただきました。

次に、基本目標Ⅴの中の基本的方向3、男女共同参画の活動拠点の充実でございます。

札幌市の男女共同参画施策を行う上での拠点施設である男女共同参画センターにおいては、令和2年度、令和3年度と、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような利用者数を確保することができない中、オンラインで事業を開催するなど工夫を凝らして各種事業を実施してまいりました。

一方、市民意識調査では、資料の成果指標21にございますように、残念なことに男女共同参画センターの認知度が前回調査からさらに下がっている、その存在について、周知が足りないという状況が明らかになりました。

こうしたことを踏まえまして、今後の方向性として、男女共同参画センターの認知度を高められるような効果的な情報発信や、男女共同参画の推進に関する活動拠点として利用する市民のニーズや社会情勢の変化を踏まえた事業を展開していくことが必要ということで、今後の方向性をまとめさせていただきました。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2、次期プラン施策体系案、A3判縦長の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、資料2の向かって左側が現行の第4次プランの体系となっておりまして、右側が今回たたき台として事務局がお示しする次期プランの体系案となっております。

第4次プランから引き続き取り組んでいく事柄については、矢印で動きを示しております。

また、表現を新たに加えたり修正した部分については赤字で記載し、各基本目標に基本的方向をひもづけて再編しているところでございます。

大きな変更点といたしましては、現行の第4次プランでは、基本目標をⅠからⅤの大きく五つに分けているのですけれども、次期プラン案の中では、この基本目標を三つに整理させていただきました。

次期プラン案をご覧いただきたいのですけれども、基本目標Ⅰがあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり、基本目標Ⅱが誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現、基本目標Ⅲが男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備ということで、この三つにまとめてみたところでございます。

このうち、次期プラン案の基本目標Ⅰにつきましては、女性活躍推進計画の位置づけとしております。

また、基本目標Ⅱの中の基本的方向1に、女性に対するあらゆる暴力の根絶とあるのですけれども、こちらはDV防止基本計画という位置づけで考えております。

なお、この図で見ると、第4次プランに比べまして、DV防止基本計画が縮小したような印象を持たれるかもしれないのですが、現在の第4次プラン策定時にはDV防止基本計画というのは別の計画だったのですけれども、それをこの男女共同参画さっぽろプランに統合するという形で、従前のDV防止基本計画の体裁をそのまま反映させたので、DV防止基本計画の書きぶりが非常にボリュームがあったのですけれども、今回、新たに次期プランを策定するに当たっては、他の基本目標と体裁をそろえるというところで、内容をまとめております。決して、施策が縮小する、取組が縮小するという意味ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

あとは、こちらは、先ほど最初のほうでご説明させていただきましたが、次期プランの策定に際し、国の第5次男女共同参画基本計画に基づく基本計画であるという点を意識いたしまして、国の計画を踏まえた記載にしております。

基本目標Ⅰの説明に戻るのですけれども、こちらは、様々な場面における男女共同参画の推進に係る方向性をまとめたものになっておりまして、現行プランの中のワーク・ライフ・バランスに関する内容を統合しております。

また、次期プラン案の基本目標Ⅰの中の基本的方向1、3、4については、ワーク・ライフ・バランスに関することそのものですから、基本的方向1の2の「ワーク・ライフ・バランスの推進」という言葉は削除しております。

基本目標Ⅱにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、DV防止基本計画の内容を盛り込んでいるということと、そもそも女性の暴力は人権問題であるという認識から、人権に関わる誰もが尊厳と誇りを持ってということと、この女性に対するあらゆる暴力の根絶を持ってきたということと、現行プランでは、基本目標Ⅲ「男女の人権の尊重」の基本的方向2「多様な性のあり方への理解の促進と支援」に性的マイノリティに関することが含まれていたのですけれども、そうなってくると、男女と、男性、女性に分けた言葉が適当なのかということもございましたので、誰もがという言葉を使って、基本目標Ⅱ「誰もが尊厳と誇りをもって安心して生きられる社会の実現」とさせていただきます。

そういう整理ではあるのですけれども、一方で、誰もがと言いながら、中を見ていただきますと、女性に対する施策、女性に対する暴力の根絶や、困難や不安を抱える女性の支援、生涯を通じたところは男女と男性も入っていますけれども、多様な性のあり方ということで、どちらかというところ、誰もがと言っている割には女性寄りになっているところもあります。このため、この誰もがという言葉の使い方について、これが適当なのか、もっと違う言いぶりがあるのかについても、後ほど委員の皆様からご意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

次に、基本目標Ⅱの基本的方向2は、昨今、取り沙汰されている貧困等生活上の困難や不安を抱える女性の支援を新たな項目として新設したものになっております。

その次の基本的方向3の性と生殖に関する健康と権利については、現行プランでは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉を使っているのですが、この内容につきましては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉自体を知っていただくことよりも、言葉の内容、その意味するところを市民の皆さんに理解していただくことが必要と考えまして、より平易な表現として、生涯を通じた男女の健康支援の中で、昨今、問題にもなっています女性の生理の問題、それから、妊娠の問題ということで、分かりやすい表現に変えさせていただきました。

続いて、基本目標Ⅲになります。

こちらは、基盤整備ということで、第4次プランでは、意識改革や教育など男女共同参画の推進に係るソフト面の取組を分けて書かれていたのですが、こちらを一まとめにいたしまして、方向性を分かりやすくいたしました。

最後に、次期プラン案の中で基本目標ⅠとⅡに、赤字の点線で囲って重点1、重点2とあるのですが、こちらは第4次プランで定めた重点事項を引き続き設定する場合を仮定して記載いたしました。

ご覧のとおり、第4次プランでは基本目標が五つあったので、さらにその五つの中で特に力を入れるものを絞ったほうがいいのかというご意見がありまして、重点目標1、重点目標2ということで定めていたところですが、先ほどご説明いたしましたように、今回の次期プラン案につきましては、基本目標をそもそも三つに絞っておりますので、三つの中で二つを重点にすることが妥当なのか、三つ全部が重点ではないかというふうな考え方があろうかと思っておりますので、重点を設定するのか、しないで三つそれぞれ全部に力を注いでいくのかにつきましても、この後、委員の皆様にご議論いただきたいと思います。

資料2の説明については、以上でございます。

最後に、資料4になります。

こちらは、事前にいただいた3件のご意見についてまとめたものになっております。この後、こちらのご意見も併せまして皆様にご議論いただきたいと思います。

まず、1点目は、資料1の1ページの指標の成果指標6についてのご意見になります。

男性が育児休暇を取りにくいという社会的背景が大きいのではないか、女性も活躍できる社会の実現について徐々に社会に浸透していると思うが、育児休暇を取得している男性は6%前後であるのに対し、女性が80%前後であることが大きな原因なのではないかというご意見でございます。

続いて、ご意見の2点目は、資料2の右側の基本目標Ⅱの基本的方向の女性に対するあらゆる暴力の根絶に関することでございます。

相談窓口の認知、暴力とは何かという教育については特に問題があり、DVについて、

家族や友人に相談できた人もいるが、相談しなかった割合が30%いることに驚くと同時に、どこからがDVなのか理解していない方も多くいらっしゃるのではないかと。殴る蹴るだけではないことも市民レベルで伝えていくことが大事だ。また、根絶のためには許されないことだということを理解しなくては行けないが、そのためには相談窓口が重要な役割になっていると思うということで、例えば、苫小牧市での取組についてもご意見いただいているところがございます。

最後に、3点目は、資料3にございました北海道の第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画に関するご意見になっております。

北海道の計画では、職務関係者の研修、人材育成の充実の項目に加害者更生に関する調査研究等の促進があり、札幌市には加害者プログラムを行っている団体があり、加害者がプログラムを受けている現状があるので、札幌市としても、実施まではいかななくても、実態調査等を項目に入れてほしいと考えるというご意見をいただいております。

事前にいただいたご意見は、以上、3点になります。先ほども申し上げましたが、このご意見も含めまして、これからご議論いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

○梶井会長 一気にご説明いただきましたので、また、一つ一つ振り返りまして、それから、あらかじめご意見もいただいておりますので、それも含めて皆様からいろいろとご教示いただければと思います。

まず、資料3から行きたいと思っておりますけれども、ご説明の順番に見ていきたいと思っております。

資料3では、国の基本計画と北海道の基本計画、そして、札幌市の第4次プランということで、きれいに色分けしながら比較していただいておりますけれども、これに関して、札幌市もこれをやったほうがいいのか、ここが足りないのではないかと、もしくは、札幌のここがいいのではないかとということでもいいのかと思っておりますので、何かお気づきのことがございましたらご意見を賜りたいと思っております。

平井委員、お願いいたします。

○平井委員 事前の意見にも出したのですけれども、ここの表にはないのですが、内閣府の第5次男女共同参画基本計画でも加害者更生プログラムについて書かれておまして、北海道にも載っているのです。被害者の支援はとても大切ですし、緊急性ももちろんありますので、ここに重点を置くのはとても大切なことですが、やはり被害者をどれだけ救援しても同じ加害者が多くの被害者を生むということもありますので、加害者更生プログラムについて、札幌市においても実施している団体へのヒアリングなどもぜひ入れていただければなと思っております。

○梶井会長 今、加害者プログラムに関して、札幌市はここに具体的には入っておりませんが、基本的方向の辺りに方向性として入れたほうがいいのかというご意見

見ですけれども、それについて、皆様、何かご意見ありますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○事務局（田中男女共同参画課長） 加害者プログラムにつきまして、導入してみてもどうかというご意見も方々からいただいているところではございます。

平井委員も既にご承知かと思うのですけれども、国では、今年度、広島と長崎、熊本でしょうか、加害者プログラムを試行実施しているところです。国は、今年度中にその結果を踏まえまして、基本的ガイドラインを作成するということが示されておりまして、その基本的ガイドラインを踏まえて、新年度、令和4年度にまた新たに試行実施をして、令和4年度末までに国として本格的なガイドラインを作成するという流れになっております。

札幌市といたしましても、加害者プログラムについては、いいこともあれば、まだまだ効果について公表されておらず、実際にやってみてどうなのかという検証ができていないため、国の動向も踏まえながら検討していきたいと考えているところではございます。

今回のプランでどうするかについては、今後、検討が必要になってくるかと思うのですけれども、札幌市で全くやるつもりがない、そこは掲載しないといったものではないので、今後、また議論の中で整理させていただきたいと思っております。

○梶井会長 多田委員、ご意見ありますか。

○多田委員 相談を受ける側としては、よく被害者側から、前のパートナーに対してもDVがあったという話を聞く機会が多いので、多分、平井委員も、そういう人がすごく多いなというのを肌身で実感しているのではないかなと思います。ぜひとも、今後、札幌市で対応していただきたいという意見を言わせていただきます。

○梶井会長 加害者からのご相談はありますか。

○多田委員 いえ、私は今まで受けたことはないのですけれども、やはり被害者側で受けて、直接的な暴力を行った加害者は加害者という認識がある人が多いのですけれども、やはりモラハラ、言葉の暴力については、加害者だという認識が薄い人がほとんどなのです。かなりひどい言葉を言っているけれども、全然そういうような認識を持っていない人が多いので、まず、そこから認識を改めないと、と感じていることが多いです。

○梶井会長 平井委員、どうぞ。

○平井委員 やはり評価でもあるように、暴力と思わないというケースが本当にあります。これは、被害者側も加害者側もこれが暴力ということを認識していないことがあります。

札幌で実施しているアウェアなど全国でもやられている団体も、被害者のための加害者更生プログラムという位置づけであって、グループワークなどをすることで、自分はそうではないと思うのですけれども、人の話を聞くことで、これはよくないのではないかと気づけるというようなプログラムです。何か厳しいようなプログラムをすることではなくて、グループワークをしていく中で、暴力とは何か、相手がどういう気持ちになるかを学んでいくというようなものです。

私は、このプログラムに入っているわけではないのですけれども、そういうようなこと

で、実際にどうか分からないことには、これは本当に効果があるのかも分からないと思います。ですから、今、国の指針を入れて検討するということでしたが、まずは、どういうプログラムが行われているのか、海外の実態など、せめて調査を札幌市として積極的にやっていたら、被害者を増やさないことにもなりますし、被害者を支援することになるのではないかなと思いました。

○梶井会長 国でも令和4年度末にガイドラインということではございますけれども、その発表を待ちながら、また、札幌市としても、札幌市内にピアカウンセリングもあるやに聞いておりますけれども、加害者プログラムを実施している団体があるのかどうか、状況を把握する時間をいただきながら、基本施策にはっきり書くのか、もしくは、そこではなくて、その後の具体的な取組の中に、こういうものも取り組んでいこうというようなところで落としていくのか、そこも含めて、もう少し検討させていただきたいと思います。重要なことだと思います。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 私も、加害者プログラムについては、賛成派で、どんどん広まっていけばいいなと思っています。

札幌市の政策として取り組む準備が必要だと思うのですが、例えば、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の中の「暴力を許さない社会づくりの推進」の中に、被害者への相談プログラムというか、相談支援もあるという中に含めて、加害者側に対するメッセージみたいな、あなたのそういう言葉遣いをみんなは暴力だと見ているよという啓発の仕方もあるかなと思います。あなたのその言葉は暴力だとみんな知っているよという感じで、抑止力になる啓発のメッセージの仕方もあるのかなと思います。

長い間、被害状況にある女性の方は、いつも自分のせいでこの暴力が行われているから私も悪いのだという意識がすごく抜けなくて、なかなか相談につながらないというのは、その部分もあると思うのです。ですから、相談できる場所があるということも大事ですし、加害者側にも、周りの知っている人みんなは、暴力だ、ひどい行為だと思って見ているよというメッセージがあれば、啓発の仕方の一つとして、加害者抑制みたいな効果もあるかなと思いました。

以上です。

○梶井会長 まず、ご本人が暴力やハラスメントをしているという自覚がなければ、プログラムにも当然行き着かないわけですから、そもそも、そこら辺の啓発からやらなければいけないというご意見だったかと思います。

そうすると、加害者対応も、プログラムだけではなくて、その以前から体系的にやっていかなければいけないということになるかと思います。そのあたりも、第5次に向けてまだ少し時間がございますので、状況把握と方向性について考えさせていただきたいと思います。

今、資料3を含めてお話しいただきましたけれども、資料2、資料1を通してご意見が

ありましたらお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

多田委員、どうぞ。

○多田委員 DVの関係になってしまうのですけれども、資料1に、「男性からの相談が増加しており」とありまして、その中で、基本方針として被害者対応機関との連携強化も掲げていると思います。女性が被害者の場合では、シェルターなどの避難場所がある程度充実していると思っているのですけれども、男性被害者で保護の必要性がある場合に、実際にどこを紹介したらいいのだろうと私もすごく迷うといいますか、全然思いつかないのです。

その点について、札幌市でどういったところを考えているのかがあったら教えていただきたいなと思っています。

○梶井会長 お願いします。

○事務局（田中男女共同参画課長） 実は、すぐにシェルターは難しいというか、まだ何も検討されていないところで、相談が若干増えてきているのですが、まず、そもそも相談を受ける体制ができていないのが現状です。

過去に、男女共同参画センターの中に、DVに限らないのですけれども、男性の相談の窓口があった時期がありました。ただ、あまり相談件数がないということで、相談窓口ということで設けるのではなくて、男性を集めてもやもやごとを話し合うようなワークショップを開くといった形で、男性の気持ちのはけ口になるような場所の提供はしてきたのですけれども、相談窓口自体はないのが現状です。

今、多田委員もおっしゃいましたし、実際にこういった調査結果で少しずつ増えてきているということと、問合せも幾つか受けることがある中で、どう男性対応していくかが課題です。男性の相談を受けられるような相談員はどんな人が適正なのかについても、まだ、正直、人材の発掘ができていない状況で、新年度に向けましては、男性の相談を受けられるような人材の発掘から始めて、常時ではないかもしれませんが、何かしら男性が相談できるような受皿を検討していかなければいけないという、まだ本当に検討の段階でございます。

一旦のところ、DVに関しては、札幌市の配偶者暴力相談センターでも男性相談をお受けすることはするのですけれども、今、相談員が全て女性なものですから、やはり来られる男性の方も女性の相談員に対して話しづらい部分もあろうかと思えます。そういったことも含めて、今後、どういった人たちが相談員になると男性も来やすくなるのか、そして、支援につなげられていくのかを検討していきたいと思っている状況でございます。

○梶井会長 男性の相談が増えているというエビデンスがございますので、それについての対応も、少し新しい方向性で考えていく時期かなと私も感じました。

多田委員は弁護士でいらっしゃいますが、もう10年以上前に、私が北海道の男女平等参画の委員をやっていたときに、北海道内の地方の相談会に行くと男性の被害者の方が相談に来られると弁護士の先生方が言っていました。ですから、全道的にも男性の

被害者がいらっしゃるのだと思います。

札幌市は、エビデンスとして増えているということがございました。だけれども、今、相談員は女性に限られているということと、やはり札幌市としてはまだまだ具体的な受皿の準備がないというご説明がありましたので、そういうところも含めて、今後、どうしていけばいいかというところを少し検討させていただきたいと思います。

ほかに、皆様から何かございますでしょうか。

藤村副会長、お願いいたします。

○藤村副会長 今、各論の話になったのですけれども、そもそも全体的な部分で確認をしたいと思います。

資料2で重点的なものにするかどうかという検討課題があったと思うのですけれども、そこに対して私の意見ですけれども、私は、今回、作成する計画は重点的なものを載せるべきではないかと思っています。ただでさえ、ボリュームが大きいので、行政の政策集全般みたいにならないほうがいいのではないかと、もうこれを重点的にやりますというところに絞って載せるべきではないかと思っています。

もう一つ、検討課題として男女の扱いがあったと思うのですけれども、重点的なものを載せるときに、男性にも大きな課題があるし、女性は女性でまた違った大きな課題がある場合は、男女の扱いで載っていいと思うのですけれども、男女関係ないよねみたいな観点で、男女とか誰でもというふうは無理やりくくらないほうがいいのではないかなと思っています。例えば、今、大きく女性のほうに課題があるのだったら、女性に向けての課題として書いたほうがいいと思いますので、そういうふう考えたほうがいいのではないかなというのが私の意見です。

最後に、もう一個、ここに載せる課題として、男女間で不平等があってそれを是正したいという類いのものと、一方の性に偏った問題があります。例えば、DVの問題は、男性にもあるにせよ、大きく女性のほうにバランスを取る課題ですよね。ですから、解消しなければいけない課題と、バランスを平等になるようにしなければいけないという課題があるものを区別して考えなければいけないかなと思ったところです。

ここまで、私の意見として発言いたします。

○梶井会長 大きなくくりの中で、考え方の指針として、今、ご意見をいただいたと思います。

まず、最初の点ではなくて、2点目から確認させていただきたいと思います。

2点目は、我々が考える基本目標の中でも、例えば、誰もが尊厳と誇りをもってというところで、男女関係なく、苦しい男性も増えているわけですから、そういうことも踏まえて誰もがというような書きぶりに少し広げている部分があると。

だけど、一方で、現状を見ますと、例えば、非正規雇用率を見てもそうですけれども、明らかに女性のほうが不利な働き方をしているという格差が縮まっていないと。

だから、やはりそういうところはそういうところとして、女性により不公平、不利益が

あるのだという分け方ときちんと切り分けてはっきり見せるほうがいいのではないかと
うご意見ですね。

○藤村副会長 そうですね。男性にも少なからず課題があるからといって、無理して男女
という言い方はしなくてもいいかなと思っています。

基本目標のところは、全体的な話ですから、誰でもという表現でいいと思います。基本
的方向に移った段階で、例えば、生涯を通じた男女の健康支援とあると思うのですけれど
も、これは、確かに、男性も健康が大事だというのは分かるのですが、やはりここで取り
上げる課題は女性ならではの子どもを産む性としての課題があったりすると思うのです。
女性の健康を方策の中で方向性を出すのはいいと思うのですけれども、無理やり男性も健
康が大事だよねという観点で男女という言い方にしなくてもいいのではないかなと感じた
というのがあります。

○梶井会長 そうですね。こんな言い方をすると語弊があるかもしれませんが、生
涯を通じた男女の健康保持・増進というのは、高齢者施策のほうに回してもいいのかなと
いう感じもしないでもないです。

それから、話はずれますけれども、女性の中絶率が全国の2倍というところも、どこか
にきっちり書いてしっかり対策しなければいけないかなとは思っています。

そういう意味で、確かにご指摘のとおり、生涯を通じた男女の健康保持・増進を基本的
方向というのは少し違和感が、それは重点ではないのではないかとということもあるかと
思います。

それで、もう一つ、藤村副会長がご指摘くださった1点目の重点だけを書けばいいとい
うことでしたけれども、多分、事務局からの説明では、第4次では重点1、重点2という
ふうに重点を強調したのですが、次期プランにおいては、基本目標自体が三つしかないの
で、この時点では重点を特定しないというような案だったと思うのですけれども、特定し
たほうがいいというご意見でしょうか。

○藤村副会長 いいえ、ここに書かれることは全て重点目標ですから、わざわざ重点か否
かを分ける必要がないという意見です。

○梶井会長 それは、今回は基本目標を三つに絞っておりますので、それが全て重点とい
うことですね。

○藤村副会長 目標は、多分、当たり前のことを書いてあると思うのですけれども、方向
のところ結構取捨した状態で出てくると思うので、行政の施策として取り組んでいるか
らみたいな観点で、男女共同参画に関係あるよねとさほど重点ではないものまで無理やり
ねじ込むのではなくて、今、重点的に取り組むものがないのだったら無理して入れないみ
たいな感じで外して整理してスリムにしてもいいかなと思ったところです。

○梶井会長 めり張りをつけて、とにかく重点的にここだけは突破しようというものをき
ちんと見せると、それで取り組むことが重要ということでございますね。

○藤村副会長 今、資料自体は結構分厚くて読む気にならないぐらいのボリュームになっ

ていますよね。意思が感じられないなと思ったのです。

○梶井会長 分かりました。

皆様、ほかにお気づきのことがございましたらご自由にどうぞ。

平井委員、どうぞ。

○平井委員 今の藤村副会長の意見はとてもいいなと思いました。やはり、そもそもの立ち位置で差がある部分が、これから介護や子育てを男女でというのは必要だと思うのですが、やはり、経済的な自立だったり、いろいろなことで女性が困難を抱えている場合がまだまだ多いと思っております。

今、中絶が2倍ということもありましたけれども、日本は女性の意思で中絶をしようとするすとすごく費用がかかる国です。そういうようなことで、性暴力だけではなくて、普通のお付き合いとしても、結婚をしてもだと思っておりますが、避妊についての知識、それから、これはワーク・ライフ・バランスにも広がるのですけれども、女性は産休や育休は随分取りやすくなったのですけれども、妊娠初期につわりがひどくて退職したり、あとは不妊治療をする方もとても増えています。その理解が職場ではまだまだ足りていないということもあって、女性の生涯を通じた健康にも入っていくのかなと思いました。

○梶井会長 それに広く関わるかと思うのですけれども、実は、札幌市は、女性の有業率がほかの政令指定都市と比べても非常に低いほうなのです。札幌市はどの世代も男性よりも女性が多くて、その意味では、人口的には女性がどの世代も支えているのですけれども、一方で、ほかの都市と比べると女性の有業率が低いのです。我々は、そのことをどう捉えるかということはあると思います。

例えば、男性の育休の取得率が低い、だから、結局は女性が辞めなければいけないということもあるのか、それから、もう一つは、女性が札幌市以外の道内から集まってきて販売や観光といった仕事に割と就きやすい、そこで、非正規雇用の職種が多くなっているから辞めやすいということがあるのか、そして、さらに、札幌市民の調査をすると、札幌市としても一貫して一生懸命やっているのに、子育て環境がよくないという市民の声が非常に継続的に強い、よくなっているというふうにはならないという、そこら辺も特徴的だと思うのです。

そういうことに関して、先ほどの平井委員のご意見もそうですけれども、スポット的にそういうことがあるわけではなくて、それ全てが絡んで、こういう状況になっているのではないかなという気はいたします。有業率、男性の育休の取得率、いろいろもろもろ、そこら辺を体系立てて考えて、一つの重点的な基本的方向としてうまく出せるのかということも知恵を絞っていききたいなという感じがいたします。そうでないと、スポット的にぼんぼんとやっても、この10年間、成果は出ているのですけれども、なかなかブレークスルーできないというようなことも感じております。

皆様、ほかにご意見いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 私も、藤村副会長と平井委員の意見には本当に賛成で、誰もがというところは、ぼかさないほうが良いと思っています。そして、全て重点だと思っています。

それとは別に、資料1の4ページ目の男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実の中の指標21のところで、男女共同参画センターの認知度が下がった、未達成とあったと思うのですが、これは、前回、エルプラザという呼称で調査をしたら知っている人がもっているのではないかという話が出たと思うのです。聞き逃していたら申し訳ないのですが、男女共同参画センターだったら認知度が下がるけれども、エルプラザだったらどうなのかというところは調査されていたのかどうか、知りたかったです。

○事務局（田中男女共同参画課長） 前回、そういったご意見があったということを受けて、今回、調査するに当たって、エルプラザの中にある男女共同参画センターという聞き方をしてみました。エルプラザの住所もわざわざ載せて、「札幌エルプラザ内に男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として札幌市男女共同参画センターがあります」が、知っていますかというふうな聞き方をしたのですが、それでも上がりませんでした。

本当におっしゃるとおり、エルプラザという場所については、知っていらっしゃる市民の方が結構いるのですが、その中に公共4施設があって、その4施設の一つが男女共同参画センターであることについての認知度は、残念ながら低いという状況でございます。

あとは、こちらとしても課題として考えているのは、場所を知っていただくということも大事ですが、そこまでいかなくとも、男女共同参画センターでこんなことをやっている、男女共同参画センターというところに何か問い合わせればこんなことが分かるといったやっていることの中身自体も、すごくいろいろな取組をしているのですが、残念ながらまだ周知されていないところが問題かなと考えています。

○梶井会長 これも出来上がってから相当の年数がたっておりますので、この認知度ではちょっと寂しい感じです。今、事務局からもご説明がありましたように、どういう機能を担っているのか、どういう活動をやっているのか、どういう役割を持っているのかというアピールがやはり足りないのではないかなと。場所を知っていても中身を知らない方もいるかもしれないので、やはり中身に関する発信というのは強化していくところが重要かと思います。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

藤村副会長、どうぞ。

○藤村副会長 枝葉の話だったので、後でもいいかなと思って控えていたのですが、今日の議論は基本目標や基本的方向のところまでというお話だったと思うので、基本施策の洗い出しに向けてどうするかは、また最後のほうで意見を出したいと思います。

細かいところの話で、基本目標ですが、次期プラン案で書いてある基本目標Ⅲの「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」という表現が基本目標Ⅰとどう違うのかが

分かりづらいです。北海道の基本計画の目標が結構分かりやすく、ただ、よく見ると、実質的には同じくくりなのかなと。実質的には同じくくりですけれども、分かりづらくなっているところが悔しくて、特に、三つ目が一つ目と区別がつきづらくて分かりづらいところがありましたので、再検討いただけるのなら検討してほしいなと思います。

○梶井会長 それは、すごく重要なところだと思います。基本目標ⅠとⅢでどう違うというところはあるかと思います。

事務局からどうぞ。

○事務局（田中男女共同参画課長） おっしゃるとおりかなと思われたところでございます。

一応、基本目標Ⅰにつきましては、女性を取り巻く職場環境であったり家庭環境など、本当に身近なこの周りをイメージしていました。基本目標Ⅲの基盤整備というのは、もっと大きな社会全体といいますか、教育してもっと広く、今、実際に仕事に就く、働いている中で、女性であること、女性が抱える問題によって、何か障壁を感じている方たちというよりは、もっと広いところで考えて基盤整備という大きい言葉を使ってみたところですよ。うまく説明できないのですけれども、そういった分け方をいたしました。

○藤村副会長 実際に書かれている内容は、まさに意識啓発活動や学習ですね。

○事務局（田中男女共同参画課長） そうですね。

○藤村副会長 道でいうと、結局、基本目標Ⅰの意識の変革に当たる状態になっていて、大きくという意味だと、この計画全体が大きくだと思うので、もしここに書いてある以外のことも取り入れたいということであつたら、もう一つ基本目標を増やして、ここに入っていない分野のものを入れるという感じでやらないと、今のお話だと基本目標Ⅲが何かすごく大きなものになってしまっていて分かりづらい感じになっているかなと思いました。

○事務局（田中男女共同参画課長） 参考にさせていただいて、再検討したいと思います。

○梶井会長 そうですね。基本目標Ⅲは、どちらかといえば、意識変革や人権教育というくくりですから、やはり基本目標Ⅰと明確に区別化したほうがはっきりするかなと。

○藤村副会長 ここは、本当にすごく大事だと思います。道と同じように、基本目標Ⅰになってもいいかなと思いますけれども、それでは丸写しになってしまいますね。

○梶井会長 分かりました。

意識変革が最初に来てもいいということですね。

○藤村副会長 私個人は、そもそも意識変革が立ち行かないと先が続かないだろうと思っています。若い頃からの教育など、男女共同参画とは何なのというレベルからですよ。

○梶井会長 そこから、人権意識があつて、女性活躍というか、男女共同参画というところに具体化していくと。

○藤村副会長 そうですね。なぜ取り組んでいくのかが分からないとやりようがないというか、行動のインセンティブにならないので、大事かなと思います。

○梶井会長 この基本目標の一つのくくり方、考え方、順番も含めて、もう一回検討させ

ていただきたいと思います。

○藤村副会長 お願いします。

○梶井会長 藤村副会長、基本的方向でもご意見があるとおっしゃっていませんか。

○藤村副会長 そうです。多分、次に基本施策を見直して次回の会議に出してこられると思うのですが、基本施策を出すときに、今の流れだと、資料2に書かれている案のとおりでいいですかみたいな感じで出てきてしまうのかなと思ったのです。

ただ、私としてはもやっとしていて、どういう課題があるからこういう施策が出てきているのが見えなくて、そもそも課題の洗い出し自体が我々委員の意見を取り入れた課題の洗い出しができているのか、その課題を解決するための施策がちゃんと的を射ているかをちゃんと議論したくて、その辺を整理して出してほしいと。

実際に計画に載せるかどうかは、今後、ジャッジしていけばいいと思うのですが、今こういうのが案として出ていますと一応網羅的に出してもらって、これは重点的ではないよねとか、ここが足りないよねというところを我々の会で精査していくような進め方をしてもらえるとうれしいなと思いました。

○梶井会長 次回、基本的方向性、その後のことを議論するときに、エビデンスになるような背景も含めて議論できるような形で見せていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○藤村副会長 エビデンスまではなくてもいいのですが、こういう課題があると認識しているというところを確認したいのです。そこでそこがあると施策も間違った方向に行ってしまうと思うのです。課題の認識と、それを踏まえてこういう施策がよいと思うという案として出してもらえると議論しやすいなと思ったところです。

○梶井会長 課題について、この審議会の中で、これは本当に重大な課題だよねということで共通認識ができることもすごく重要だと思いますので、その課題を皆さんで検討して、だから、こういう施策だよねというところまで検討させていただければと思います。

○藤村副会長 ちなみに、資料1の整理がまさにそこに当たってくると思うのです。これがそのままですということであればそれでもいいのですが、恐らく今後の方向性というのが基本施策に上がってくるものになるはずだと思っています。ここに書いてあるのに施策で出てこないのはおかしいなというふうになりますし、逆に、施策に出ているのに今後の方向性に上がっていないということは、何かこの掘り下げが足りないのではないのかという話になってきたりするかなと思うのです。

○梶井会長 ここは、背景、課題を資料1で見せていただいていますので、それも含めてですね。

○事務局（田中男女共同参画課長） 今回、資料1でお示したのは、事務局で洗い出しをさせていただいてご確認いただいたものでございます。

年末に幾つかご意見をいただいているのですが、さらに、今日の議論を踏まえまして、この課題よりはこっちの課題がですとか、これを課題として認識しているからし

っかりやってねといったご意見ございましたら、今この場でも構いませんし、この後、別途、個別にご連絡いただいても構いませんので、ぜひたくさんご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○梶井会長 お気づきの課題がございましたら、その都度、事務局にもお知らせいただいで、我々の検討課題として審議会でもませていただくというプロセスを取りたいと思いますので、ぜひお気づきの課題がございましたらお出してください。

皆様、ほかにご意見ありますでしょうか。

よろしいですか。

中村委員、全体を通してご意見ありますでしょうか。

○中村委員 頭の中でまとまっていないのですけれども、先ほどお話があったように、北海道の目標Ⅰの意識変革が大事というところは、やはり目標はすごく見やすいなと思っております。若い頃の教育はすごく大事になってくるのではないかなと思いました。

加害者の暴力のプログラムは、札幌市でもピアサポートを幾つかやっていると思うのですが、料金が3,000円とか、パートナーだと1万円かかるので、わざわざ参加する方がいるのかが気になっていたところです。

あとは、皆さんがおっしゃっていたのですけれども、男女というふうにあっても、男の人のほうが多い問題、女の人のほうが多い問題がありますよねというところは、私もそうだなと思って聞かせていただきました。

○梶井会長 光崎委員、全体を通しまして、何かご意見やご感想なりございますでしょうか。

○光崎委員 ずっと黙って聞いていましたけれども、おおむね皆さんの言うとおりでなと思いました。

男女共同参画プランがどうあるべきなのか、先ほど藤村副会長もおっしゃっていましたけれども、そもそもこのプランが何なのかというところが頭に来て、それに向かっていくという部分は、今さらですが、私自身ももう少し整理をしていかなければならないと考えています。次回に向けて、自分も今までの経過も含めてもう一回洗い出しをしながら考えたいと思います。

感想としては、以上です。

○梶井会長 皆様、ほかに何かご意見がございますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、一応、今日の議題につきましては、いろいろご意見をいただいたということで、次の会議にまた反映させていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項は何かありますでしょうか。

○事務局(川瀬調査担当係長) 皆様、本日は、どうもありがとうございました。

次回審議会としましては、3月の開催を予定しております。また、改めまして、今月末

ぐらいから日程調整をさせていただきたいと思います。年度末でお忙しいところと存じますが、今回いただきましたご意見やご要望等も踏まえまして、改めまして資料等を事務局内で整理してまいりまして、第4回の審議会に提示させていただければと考えております。

また、今回はあまりお時間がなくて申し訳なかったのですが、資料等につきましても、なるべく審議会前の早いタイミングでお示しして、事前に資料をご覧いただいた中で、メールでも構いませんので、適宜、ご意見等をいただければ、我々も検討、整理させていただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

○梶井会長 資料につきましては、例えば、資料3は、国と道と札幌市を比較してきれいにを見せていただいておりますし、また、札幌市の第4次と次期プランとの違い、その動きも資料2で見せていただき、資料1では、また細かく課題と方向性についても書いていただきました。大変見やすく検討しやすい資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。

また、皆様、今日の会議を通しましてもう一回見直していただきますと、改めてお気づきのこともあるかと思っております。どんどんご意見いただきまして、よりよい次期プランの作成につなげていきたいと思っておりますので、お忙しいこととは思いますが、札幌市民のために、ご協力のほどをどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

○梶井会長 本日の男女共同参画審議会は、これで終了させていただきたいと思っております。

皆様、ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。お疲れさまです。

以 上